

秩父別町農業委員会総会議事録（第3回）

開催年月日	令和5年3月28日		
開催場所	秩父別町役場大会議室		
開催時刻	15時00分		
出席委員	1番 中村純一 君 2番 3番 河瀬 晋 君 4番 山崎拓士 君 5番 高橋裕治 君	6番 植田孝典 君 7番 佐崎雅俊 君 8番 佐藤直行 君 10番 山田賢吾 君	11番 岡田存広 君 12番 吉田光博 君
欠席委員	9番 多田由紀博君		
説明のため出席した者			
職務のため出席した者	事務局長 北垣 慎二 主 事 石橋 美佳		
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 議事録署名委員の指名 2 諸般の報告 農業委員会業務報告 3 報告第1号 経営主の変更について 4 議案第8号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 5 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権設定）について 6 議案第10号 農地所有適格法人の要件確認について 7 議案第11号 秩父別町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について 8 議案第12号 最適化活動の目標の設定等について 		

北垣局長	<p>ただいまより令和5年第3回農業委員会総会を開催します。 会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。(14:50 開会)</p>
吉田会長	<p>【 挨拶 】</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事を進めます。 日程第1 秩父別町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名をいたします。1番中村代理、3番河瀬委員を指名いたします。 日程第2 諸般の報告、農業委員会業務報告につきましては議案の中で報告されておりますのでお目通し願います。 続きまして、日程第3 報告第1号 経営主の変更についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
北垣局長	<p>議案3ページをお願いします。 報告第1号 経営主の変更について 経営主を変更する通知があったので報告する。 本日付け会長からの提案でございます。 番号1 経営主がお亡くなりになりましたので、その奥さんに引き継ぐものでございます。 変更日は、令和5年3月8日。 なお、詳細については、協議会での説明のとおりです。 以上説明といたします。</p>
吉田会長	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですのでお諮りいたします。 報告第1号は報告済みとしてよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 報告第1号は原案どおり報告済みといたします。 続きまして、日程第4 議案第8号 農用地利用集積計画(利用権設定)についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
北垣局長	<p>議案4ページをお願いします。 議案第8号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、秩父別町から決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。 本日付け会長からの提案でございます。</p>

	<p>番号 8 対象農地 字秩父別 2069-4 23 26 100 公簿現況ともに田が 39,898 m²、畑が 1,181 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明のとおりで、公社案件となります。</p> <p>番号 9 対象農地 字秩父別 2073-11 公簿現況ともに田 29,884 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明のとおりで、公社案件となります。</p> <p>次のページの番号 10 は飛ばしまして、番号 11 対象農地は、字秩父別 2029-10 18 2032-5 公簿現況ともに田 地積 28,781 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明のとおりで、更新の案件となります。</p> <p>以上 3 件について、設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>以上説明といたします。</p> <p>ご審議のうえ決定いただきますようお願いいたします。</p>
吉田会長	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声)</p> <p>質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 8 号番号 8 9 11 は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(異議なしの声)</p> <p>賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する)</p> <p>議案第 8 号番号 8 9 11 は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 8 号番号 10 は、私が関連する案件となりますので、退席させていただきます、中村代理に進行をお願いいたします。</p> <p>(会長退席)</p>
中村代理	<p>それでは、議案第 8 号番号 10 について、事務局より説明をお願いします。</p>
北垣局長	<p>議案第 8 号 番号 10 対象農地 字秩父別 2005-21 34 72 73 74 75 88 89 97 98 2007-6 15 16 2019-1 4367-1 4368-1 4 6 4369-1 2 3 5990 公簿現況ともに田 72,467.38 m²で設定を受ける者は、協議会での説明のとおりで、公社案件となります。</p> <p>以上、説明といたします。ご審議のうえ、決定いただきますようお願いいたします。</p>
中村代理	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声)</p> <p>質問・意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 8 号番号 10 は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(異議なしの声)</p> <p>賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する)</p> <p>議案第 8 号番号 10 は、原案どおり決定いたします</p> <p>以降の進行は、会長にお願いしたいと思います。</p>

	<p>(会長戻る)</p>
吉田会長	<p>続きまして、日程第5 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
北垣局長	<p>議案6ページをお願いします。 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)について、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定につき、次のとおり許可申請があったのでその可否につき審議する。 本日付け会長からの提案でございます。 番号1 字秩父別2032-7 9 12 14 16 2033-1 2 5 6 8 9 10 11 12 23 24 25 26 一つ飛ばして 54 70 一つ飛ばして80 81 以上が公簿現況ともに田で、地積 115,927 m² 2033-27 2033-79 以上が畑で、地積 3,475 m² 設定を受ける者は、協議会での説明のとおりで、期間満了に伴う更新の案件となります。 以上説明といたします。 ご審議のうえ、決定いただきますようお願いいたします。</p>
吉田会長	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。 議案第9号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第9号は、原案どおり決定いたします。 続きまして、日程第6 議案第10号 農地所有適格法人の要件確認についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
北垣局長	<p>議案7ページをお願いします。 議案第10号 農地所有適格法人の要件確認について 農地法第6条第1項の規定により、次の農地所有適格法人から報告書の提出があったので法人要件の適否につき審議する。 本日付け会長からの提案でございます。 今回の議案に載せた4法人は決算が12月末であり、農地所有適格法人報告書の提出期限が令和5年3月末となる法人の一部となります。 各法人の要件確認書は資料に添付していますので、ご確認をお願いいたします。</p>

吉田会長	<p>以上説明いたします。 ご審議のうえ決定いただきますようお願いいたします。</p> <p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 10 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第 10 号は、原案どおり決定いたします。 続きまして、日程第 7 議案第 11 号 秩父別町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
北垣局長	<p>議案 8 ページをお願いします。 議案第 11 号 秩父別町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について 農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項に基づき、秩父別町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を別紙のとおり策定するとして、本日付け会長からの提案でございます。 9 ページをお願いします。 指針の基本的な考え方であります。 朗読させていただきます。 農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられた。 秩父別町は、石狩平野の肥沃な大地と恵まれた気象条件を生かした広大な水田地帯で道内屈指の優良米生産地であり、稲作を中心とした小麦・豆類・そばを作付けする土地利用型農業を基本とし、ブロッコリー等の野菜、花卉を取り入れた複合経営を推進してきた。 また、農業従事者の高齢化や後継者不足などによる農業人口減少に伴う遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消、さらには担い手への農地利用の集積・集約化などに取り組んでいく必要がある。また、後継者不足解消のため、新規参入の促進に努めるものとする。 以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員が連携し担当地区はもちろんのこと、秩父別町全体を考え、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、秩父別町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。 なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する秩</p>

父別町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

としています。単年度の目標設定等は、次の議案で審議いただきたいものとなります。

10 ページから 13 ページは、遊休農地、担い手への集積、新規参入の3項目についての現状から目標値までを記載しており、それぞれの推進方法についての記載となります。

14 ページは、「地域計画」の目標を達成するための役割についての記載としています。

以上が指針に関する概要説明でございます。

ご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

吉田会長

皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声)

質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 11 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声)

賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する)

議案第 11 号は、原案どおり決定いたします。

続きまして、日程第 8 議案 12 号 最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

北垣局長

議案 15 ページをお願いします。

議案第 12 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、令和 5 年度の最適化活動の目標の設定を別紙のとおり策定する。

本日付け会長からの提案でございます。

16 ページをお願いします。

大きい 1 農業委員会の状況です

1 で農業委員会の体制を、2 で農家農地の概要を示しています。

17 ページの大きい 2 最適化活動の目標です。

1 で最適化の成果目標として、(1) で農地の集積について、中段に (2) として、遊休農地の解消についてを、18 ページ上段に (3) として、新規参入についてを記載しています。

18 ページ中段の「2 最適化活動の活動目標」は、月 6 日としています。強化月間として、8 月に遊休地解消、農地パトロールの実施、12 月、1 月以降に農地の集積、情報収集と考えています。

以上説明いたします。

吉田会長

ご審議のうえ決定いただきますようお願いいたします。

皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声)

質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 12 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声)

賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する)

議案第 12 号は、原案どおり決定いたします。

以上をもちまして、令和 5 年第 3 回農業委員会総会の全日程を終了いたします。(15:30 閉会)

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

議 長 吉 田 光 博

1 番 中 村 純 一

3 番 河 瀬 晋